



# 徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局  
法制文書課

号外第86号 令和4年12月22日発行

## 目次

は県例規集掲載

### 【告示】

番号	表題	担当課名
712	徳島県薬物の濫用の防止に関する条例の規定に基づき薬物を指定する件	薬務課

徳島県告示第七百十二号

徳島県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十四年徳島県条例第七十二号。以下「条例」という。）第十六条第一項の規定に基づき、次の薬物を指定する。

令和四年十二月二十二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 薬物の名称等

- 1 化学名 ニ・(三・メトキシフェニル)・ニ・「(プロパン・ニ・イル)アミノ」シクロヘキサン・一・オン(通称 MxiPr、Methoxisopropamine)及びその塩類
- 2 化学名 N・メチル・一・(五・メチルチオフェン・ニ・イル)プロパン・ニ・アミン(通称 五・MMPA、Mephedrene)及びその塩類
- 3 化学名 ニ・ハニ・(四・エトキシベンジル)・一H・ベンゾ「d」イミダゾール・一・イルヰ・N、N・ジエチルエタン・一・アミン(通称 Etazene、Etodesnitazene)及びその塩類
- 4 化学名 N・(一・アミノ・三、三・ジメチル・一・オキソブタン・ニ・イル)・一・ヘキシル・一H・インダゾール・三・カルボキシアミド(通称 ADB・HEXINACA、ADB・HINACA)及びその塩類
- 5 化学名 N・(一・アミノ・一・オキソ・三・フェニルプロパン・ニ・イル)・一・ブチル・一H・インダゾール・三・カルボキシアミド(通称 APP・BINACA、APP・BUTINACA)及びその塩類

二 指定の理由

一に掲げる物は、条例第二条第七号に掲げる薬物に該当し、かつ、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため

三 指定の効力発生の日

令和四年十二月二十三日